

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画
(改訂版)



令和元年8月20日

熊本県 八代市

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

策定：平成 27 年 5 月 15 日

改定：令和元年 8 月 20 日

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市の中山間地域では、水稻及び野菜などの農業が行われている。また、山間部ではスギやヒノキなどの林業生産、平野部では水稻、露地野菜、イ草、トマトを中心とした園芸作物などの複合農業、沿岸部ではアサリの栽培漁業やカキの養殖等が行われている。

しかし、本市の農林漁業を取り巻く状況は、従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加など厳しい状況にあり、今後一層深刻化するものと見込まれる。

他方で、本市は日射量が多く太陽光発電に適した特性を有している。また、県内でも有数の豊富な森林資源を有し、山間部を中心に木質バイオマスが多く賦存していることから、これらの未利用資源を再生可能エネルギー源として有効活用することが期待できる。

これらのことから、本市では農業利用が困難な荒廃農地を活用した太陽光発電設備の導入を推進するとともに、地域山林から産出される未利用間伐材等を活用した木質バイオマス発電設備の導入によって、地域林業の経営改善を図ることとする。

なお、再生可能エネルギー発電事業に関係する取組みにおいて、地域の農林漁業者が主体的な役割を担うことで、発電事業により得た収入等が地域に直接還元されるよう努めることとする。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地番	地目	地積 (m ²)	備 考
A	八代市十条町 1-1	308-1	宅地	56,724	木質バイオマス発電設備
B	八代市日奈久馬越町 字鳩山甲	1085-7	原野	8,326	木質バイオマス発電設備
	八代市日奈久馬越町 字古里甲	1038-2	原野	5,587	

3. 2の地区において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備 考
A	木質バイオマス発電	5,000 kW	
B	木質バイオマス発電	1,750 kw	

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用確保を図る区域及び当該確保に係る事項

地区	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項
A	なし	なし
B	なし	なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みに関する事項

地区	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みの内容	備 考
A	発電事業の燃料となる木質バイオマスには八代産材を積極的に使用し、特に八代市泉町地内に設置した木の駅やちろゴロタンに集荷された間伐材等の利用を促進する取組み。	地域に賦存する木質バイオマスを変換して得られる電気の量の割合が、年間を通じて8割未満とならないようにする。
B	設備整備者が、木質バイオマス発電事業の燃料として、地域に賦存する未利用間伐材等を長期的かつ安定的に購入することで、林業関係者の所得の向上を図り、地域林業の活性化に貢献する取組み。 さらに、廃熱を利用した温室ビニールハウスによる釈迦頭等の栽培を行い、低炭素型農業の実現及び地域の特産品とする取組。	地域に賦存する木質バイオマスを変換して得られる電気の量の割合が、年間を通じて8割未満とならないようにする。

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全と調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、八代市環境基本条例（条例第 207 号）及び八代市公害防止条例（条例第 208 号）を遵守し、併せて必要に応じた影響の調査・検討等を実施することにより、自然環境の保全に十分配慮する。

(2) 景観の保全

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、これらの景観が損なわれることのないように適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

地域の農林業の健全な発展に資する取組みを行う木質バイオマス発電設備を 6,750 k w 導入することを旨とする。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1) の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（施設設備の進捗状況、稼働状況）を精査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了した際は、設備整備事業者の責任において設備の撤去及び土地の現状回復等の対策を行うものとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

10. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関するその他事項

(1) ホームページによる周知

基本計画に基づく取組みの促進や関係住民等の理解を醸成するため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施されることが確実であること、また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

本市、再生可能エネルギー発電事業者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。